

佐賀県人権・同和教育研究協議会

2019年度 総括

I	はじめに ～4点の重点課題に対する取組からみえてきたもの～	p10
II	具体的な課題	
1	人権啓発	p12
	(1) これからの社会教育における学びづくり	p12
	(2) あらゆる場を通じた学びの提供	p13
	(3) 人材育成	p14
2	人権教育	p15
	(1) 人権が尊重される環境づくり	
	① 職員研修	p15
	② 子ども支援体制づくり	p16
	(2) 人権が尊重される人間関係づくり	
	① 安心感や信頼感を育む人間関係（仲間）づくり	p18
	② いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり	p19
	(3) 人権が尊重される学習活動づくり	
	① 差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり	p19
	② 生き方に出会い、行動力を育む学習の場づくり	p21
3	人権のまちづくり	
	(1) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり	p22
	(2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり	p24
III	おわりに ～これまでの活動の成果と課題を生かし、次のステップへ～	p25

I はじめに ～4点の重点課題に対する取組からみえてきたもの～

佐同教の重点課題

佐賀県人権・同和教育研究協議会（以下、「佐同教」という。）では、2018年度および2019年度の総会において、次の4点を重点課題とし、社会教育および学校教育における研究・実践を進めていくことを確認しました。

佐同教の重点課題

- ◎差別事象の課題の克服
- ◎部落差別解消推進法の具現化
- ◎佐賀県人権教育・啓発基本方針（第二次改訂）に対応した研究・実践
- ◎人権保育の広がりと充実

(1)重点課題①

差別事象の課題の克服

◆佐同教総会後の研修会

5月に開催した佐同教総会後の研修会において、佐賀県教育委員会人権・同和教育室（以下、「人権・同和教育室」という。）、部落解放同盟佐賀県連合会（以下、「佐賀県連」という。）、佐同教の三者共同で、「差別事象の課題克服と部落差別解消推進法の周知徹底・具現化に向けて」と題してパネルディスカッションを行いました。^{*1}「佐賀メルカリ事件」や2018年度に学校現場で発生した「賤称語の不適切使用事象」をふまえ、「Ⅰ 今の差別の現状や差別事象をどう捉えるか、これから何が必要か」「Ⅱ 部落差別解消推進法や本人通知制度をこれからどう活かしていくか」の2点についてそれぞれの立場からの見解・方針が示されました。

人権・同和教育室からは、2013（H25）年の県民意識調査結果（部落問題に対する20代の認知度が低下）、小・中学校の部落問題学習年間指導計画の作成状況（小学校13.6%、中学校50%）、教職員の部落差別解消推進法に対する認知度（小学校34%、中学校43.7%、高等学校27.5%）を改善していくための研修支援・授業支援の方向性が示されました。

佐賀県連からは、これらの差別事象の現状と課題、並びに部落差別解消推進法をすべての行政職員・教職員が認識していくことの重要性が示されるとともに、全市町で制度化されている本人通知制度を「戸籍の不正取得の防止だけでなく、詐欺被害やストーカー被害の防止にもつながることをアピールすべき」という提言がなされました。

佐同教からは、学校現場の賤称語の不適切使用事象から明らかになった「教え方（教師の認識）の問題点」と「授業改善のポイント」について提言を行いました。

*1 佐賀メルカリ事件 … 2019年3月、インターネットのフリーマーケット「メルカリ」に同和地区名などの一覧が記載された「全国部落調査・復刻版（部落地名総鑑）」が佐賀県内から出品されていることを、県内の行政職員が発見し、県の担当課に連絡。全国的なニュースとなり、出品者が県に自ら名乗り出た。出品者（当時、高校生）は、インターネットで部落問題について調べているうちに、差別的なサイトに掲載されていた資料を見つけ、そのサイトで推奨されるままにダウンロード・製本し、販売していた。学校で部落問題について学んではいたが、自分の行為が「差別に加担する行為」であることには思い至っていなかった。

◆指導案（試案）の作成と活用

この後、佐同教では5月に「小学校6年生 部落史学習指導案（試案）」を、8月に「中学校部落史・部落問題学習指導案（試案）」を作成し、学校や地域の職員研修で活用しました。この試案をより広めていくために、佐同教ホームページ（<http://sadoukyo.juno.weblife.me/>）でもデータのダウンロードができるようにしました。2019年度には、県内3つの中学校で生徒による賤称語の不適切使用事象が発生しました。当該校の管理職からの迅速な支援要請を受けて、佐同教研究局・事務局・教育センター人権・同和教育担当指導主事で「課題の整理」「学び直しの授業づくり」を中心に支援に入りました。その際にもこの指導案（試案）を活用し、発生校との協力のもと、職員研修と授業改善に取り組むことができました。

◆佐賀メルカリ事件の課題についての有識者会議

3月には、人権・同和教育室、佐賀県連、佐同教、教育センターに県外からの有識者を加え、「佐賀メルカリ事件」の課題についての協議を行いました。この中では、小・中・高等学校を通した部落史・部落問題学習カリキュラムやさまざまな人権課題について学ぶ人権学習カリキュラムの必要性とともに、人権教育の視点からアプローチするメディア・リテラシーカリキュラムの必要性が明らかになりました。

◆残された課題

人権・同和教育室主催の研修会、佐同教主催の研修会、県内各地域・各校種の人権・同和教育研究会（以下、「各同研」という。）主催の研修会、学校の職員研修支援等、あらゆる機会を活用し、差別事象の課題と授業改善のポイントについて発信してきました。（詳細は、Ⅱ 2 (3)を参照。）しかしながら、差別事象の現状と課題および授業改善のポイントについての資料、指導案（試案）、ホームページの活用は十分であるとはいえず、今後も引き続き発信していく必要があります。また、作成に至っていない高等学校での部落史・部落問題学習指導案の作成、人権学習カリキュラムやメディア・リテラシーカリキュラムの教材開発も今後の課題です。

(2)重点課題②
部落差別解消推進法の具現化

2016年12月に施行された「部落差別解消推進法」については、佐同教社会教育部・学校教育部ともに、あらゆる機会を活用して周知徹底に取り組みました。

さらに、2019年度佐同教第2回授業実践交流会（2020.1.24.）では、和歌山県湯浅町人権推進課の小熊紀文さんを講師に招き、「人権条例で福祉のまちづくり～湯浅町部落差別をなくす条例制定の経過～」というテーマで湯浅町の取組を報告していただきました。（詳細は、Ⅱ 3 (1)を参照。）

部落差別解消推進法の具現化に向けては、県内各市町でも検討が進められましたが、具体的な方策についてはまだ決定されていません。今後も先進地の取組に積極的に学んでいく必要があります。

(3)重点課題③
佐賀県人権教育・啓発基本方針（第二次改訂）に対応した研究・実践

2019年度は、人権・同和教育室が中心となり、県内のすべての公立学校における男女混合名簿の推進、性の多様性に対応した制服の検討が進められ、一定の前進が見られました。

佐賀県人権教育・啓発基本方針（以下、「県基本方針」という。）にもとづく各市町の基本計画の策定状況については7市ですでに策定されています。2019年度には、嬉野市において策定に向けた検討が進められました。しかし、まだ

未策定の市町が多く残っています。このことについて、2019年度末に県基本方針を策定した県民環境部人権・同和対策課（以下、「人権・同和対策課」という。）と人権・同和教育室、佐同教で意見交換を行い、県の基本方針に基づいた総合的な人権教育・啓発について、連携を強化していくことを確認できました。具体的な推進方法について、来年度より検討をすすめていく必要があります。

(4)重点課題④
人権保育の広がり
と充実

人権保育の推進に向けて、2019年度の佐賀県人権保育研究集会では、唐津市若竹保育所からの実践報告、福岡県川崎町立同和保育所から新保育所保育指針に対応した人権保育の具体的な実践について講演していただきました。

交流から学ぶ やさしい心～仲間を大切にし、人の痛みが分かる子を育てるために～
唐津市若竹保育所 辻みのりさん 丸尾由衣さん
子どもの自尊と自律を育てる保育環境
福岡県川崎町立同和保育所 河西千津美さん

河西さんからは、人権保育の実践事例だけでなく、保育の土台となっている部落差別をなくしていきたいという地域の願いや歴史についてもふれられ、同和保育所の存在意義についても参加者と確認し合うことができました。県内の3つの同和保育所についても、設立の経緯や地域の願いなどについて資料化し、引き継いでいく必要性を強く感じました。

人権保育研究集会への保育士の参加は若干増えましたが、参加体制が整わない中で参加者数は伸び悩んでいます。県基本方針においても、幼児教育に関わる方への研修の充実が掲げられています。今後も、関係機関・団体、市町との連携を強化し、人権保育についての研修機会を保障していく必要があります。

II 具体的な課題

1 人権啓発

(1) これからの社会教育における学びづくり

8月に開催した第49回佐賀県人権・同和教育研究大会（以下、「研究大会」という。）全体会では、教育コーディネーターの武田緑さんを講師に招き、「部落問題の今と、これからの人権教育」と題して講演していただきました。

武田さんは、まずわたしたちが受け取る情報には、「事実」と「意見」が混在しており、今の時代、自分が「加害者」にならないために、おとなにも子どもにも情報を正しく見分けることのできる力が必要であると話されました。また、社会の中で一般的な（無自覚な）慣習として広がっている差別意識と出会ったときに、それをはね返すための多様な「引き出し」を身につけていくことの大切さについても、体験的なワークを通して伝えられました。この学びを今後の人権教育・啓発の大切な視点として取り入れていくことが必要であると感じました。

研究大会全体会での
学び

◆メディア・リテラ
シー

◆差別をはね返す多
様な「引き出し」

研究大会第1分科会
(人権啓発)
での学び

◆ひとにやさしい
まちづくり
(嬉野市)

10月には、佐同教社会教育部研究局員を中心に、市町の担当者や児童生徒支援教員が連携して、研究大会第1分科会「行動につながる学びづくり(人権啓発)」を開催しました。

嬉野市がめざす「ひとにやさしいまちづくり」

～佐賀嬉野バリアフリーツアースセンターの活動を中心に～

嬉野市市民福祉部 陣内 清さん

佐賀嬉野バリアフリーツアースセンター 小原 健史さん

第1分科会では、嬉野市と佐賀嬉野バリアフリーツアースセンターとが連携して「ひとにやさしいまちづくり」に取り組んでいる報告がありました。嬉野市では、全国で5番目となる「心の架け橋手話言語条例」が制定され、高齢者・「障がい」のある人・性別・外国人などの区別なく、市民と観光客が安らかな社会生活と観光を楽しむことができるようさまざまな活動に取り組まれています。

職員自らが出演・制作した「みんなで楽しく学ぼう！手話コーナー」という動画がケーブルテレビの行政放送でこれまで40回以上放送されています。放送を通じて市民からも反応があり、動画による啓発活動に成果を感じていることが報告されました。新たな学びづくりの手法としてとても参考になる実践報告でした。

さまざまな人権課題
に関する学びづくり

各市町でも、人権・同和教育学級(唐津市)、人権ふれあい学級・人権学習講座(佐賀市)、なるほど！ザ・人権ゼミナール(伊万里市)、人権学習会(鹿島市)、心のセミナー(多久市)、じんけんふれあいセミナー(小城市)、人権問題学習会(武雄市)、しあわせ学びの広場(鳥栖市)、人権・同和問題に関する研修会(白石町)、地区懇談会(太良町)など、人権に関する学びを提供する研修会が実施されました。内容についても、県基本方針にもとづき「子ども」「女性」「障がい者」「高齢者」「外国人」「同和問題」「インターネット」「公正採用」「ハンセン病」「性の多様性」など、さまざまな人権課題に関する学びづくりが進められました。

これらの市町からは、「行動につながる学び」「参加者の実践意欲につながる学び」をつくっていくためのさらなる内容の工夫、若い世代やPTA世代に響く内容の工夫などが課題として挙げられました。また、このような学びの機会を提供できない市町からの悩みも寄せられています。内容の工夫・創造とともに、全市町で人権の学びが届けられるような方策を検討していくことも今後の課題です。

(2) あらゆる場を通じた学びの提供

「基本方針」がめざしている「あらゆる世代・立場の人々に人権に関する学びを届けていく」という研究課題に対しても、各市町でさまざまな取組が進められました。

研究大会第1分科会
(人権啓発)
での学び

研究大会第1分科会では、白石町より人権フェスティバルの取組の報告がありました。

◆住民参加型の人権
フェスティバル
(白石町)

白石町における人権・同和教育啓発活動の取組と課題

～社会学連携による人権フェスティバルの取組を中心に～
白石町教育委員会 島 生涯学習課 山口 裕信さん 竹下 忠和さん

白石町の人権フェスティバルでは、行政・学校職員・地域の団体の代表などが委員となり、実行委員会形式で住民参画型の啓発活動が行われました。人権標語・作文の表彰のほか、講師や劇団・地元の高校生からLGBTs・高齢者問題・ユニバーサルデザインなど多様な内容の発信が行われ、参加した住民にもたいへん好評であったことが報告されました。参加者の固定化や若い世代の参加が少ないという課題が多く市の町から出される中、この白石町の取組はこれらの課題解決の1つのヒントとなるものでした。

人権の学びを届ける
工夫（出前講座・映画
上映会・住民イベ
ントの活用・広報
誌）

そのほかの市町でも、多くの住民に人権の学びを届ける工夫がなされました。地域のさまざまな会合に出向いて「出前講座」を行う取組のほか、佐賀市や小城市・玄海町では、人権に関する映画の上映会を開催し、さまざまな世代の参加を実現しました。有田町では、町民イベントにおいて啓発パネルやリーフレットの配布が行われました。伊万里市や多久市では、広報誌や市のホームページを活用してコラムを掲載し、人権の学びを丁寧に住民に届けていく取組がすすめられました。これらの取組は、人権教育・啓発の推進が難しい市町でも十分に活用できる方法であると感じました。

企業研修

企業研修については、企業に講師を派遣したり（佐賀市・伊万里市・唐津市・武雄市・鳥栖市など）、企業内に啓発パネルを展示したり（小城市）、ハローワークと連携して公正採用についての研修会を開催したりする（多久市など）など各市町で工夫した取組が進められ、着実に前進してきています。今後、商工会議所や職域組合などとも連携し、企業研修をさらに進めていく必要があります。

(3) 人材育成

関係部署との連携

人権教育・啓発を担う人材育成については、すべての市町でさまざまな形で庁内研修が取り組まれました。できるだけ多くの職員に研修を届けるために、複数回に分けて実施する、職種別・経験年数別・階層別に分けて実施するなどの工夫がなされた市町もありました。このような市町では、県基本方針や部落差別解消推進法などに示されている行政職員としての「使命感」が少しずつ醸成されつつあることが報告されました。庁内研修を総務課など別の部署が実施している市町からは、社会教育担当部署との連携がうまくとれていないという悩みも出され、今後の課題としていく必要があります。

研究大会第1分科会
(人権啓発)
での学び

研究大会第1分科会では、長年人権教育・啓発に関わってきた小城市の職員の方から、これまでの自分自身の体験や人権教育・啓発に対する思いが発信されました。

◆行政職員としての
「使命感」を
(小城市)

出会いとつながり ～同じ方向を向くために～

小城市市民部 人権・同和対策室 菖蒲 善之さん

小城市の人権教育指導員である菖蒲さんは、「人との出会いが学びとなり、自分自身を変えてくれた。これからも出会いとつながりを大切にしながら自分の生き方を見つめていきたい。」と語られました。関係団体の方たちと出会い、仲間とともに語らい、差別解消のために奔走すること自体が研修であり、わたしたち自身の差別解消の力量を高めることにつながることを学び合うことができました。

全国の取組に学ぶ

11月に三重県で開催された第71回全国人権・同和教育研究大会では、第4分科会「人権確立をめざすまちづくり」において、伊万里市教育委員会の村上通子さんに実践報告をしていただきました。

同じ目線で市民に寄り添う、隣の村上さんであり続けたい

伊万里市教育委員会生涯学習課 村上 通子さん

分科会では、他県の実践に学ぶところが多く、特に三重県伊賀市からは、「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」制定後の取組が報告され、特に企業研修の在り方について多くの示唆を得ることができました。今後も本県の取組を発信していくとともに、全国の関係機関・団体の取組に積極的に学んでいく必要があります。

2 人権教育

(1) 人権が尊重される環境づくり

① 職員研修

部落史・部落問題学習の年間計画の作成と提出

県内の学校で続発する賤称語の不適切使用事象を受けて、人権・同和教育室は、県内の全小中学校に部落史・部落問題学習の年間計画の作成と提出を依頼しました。このことを受けて、各学校での部落史・部落問題学習に対する教職員の意識が高まり、同時に学校での学習をどのように進めていけばいいのかという声も多く聞かれるようになりました。このような学校現場の要請を受けて、佐同教・各同研・教育センターで連携して、研修支援にあたりました。

差別事象の課題の共有と今後の取組の提案

5月に開催した佐同教管理職研修会では、2019年度に事象が発生した中学校の管理職より、事象発生後の取組について報告をしていただきました。また、同じく5月に人権・同和教育室主催で行われた人権・同和教育担当者地区別研修会では事象の課題を踏まえた中学校2年生「江戸時代の身分制度」と「賤称語を学ぶ意味を考えよう」という2つの授業提案を教育センターの指導主事で行いました。

各学校への研修支援

5月には「小学校6年生社会科指導案（試案）」を、8月には「中学校部落史・部落問題学習指導案（試案）」を作成し、佐同教のホームページ（<http://sadoukyo.juno.weblife.me/>）でダウンロードして活用できるようにしました。これらの資料を活用し、佐同教研究局および教育センター指導主事が連携して各学校の研修支援にあたりました。（小学校20校、中学校11校、中学校区5、高等学校22校、特別支援学校6校、各同研主催9）

事象発生校への支援

また、2019年度には県内の中学校3校で賤称語の不適切使用事象が発生しました。その際にも、発生校の管理職より迅速な支援要請が入り、人権・同和教育室、佐同教、教育センターが連携して、課題の整理や学び直しの授業検討を行い、発生校とともに課題解決に向けた取組を進めることができました。

11月に開催した佐同教第2回実践交流会では、佐同教研究局よりこれまで整理されてきた教え方の課題（課題の詳細は、Ⅱ 2 (2) を参照。）を提起した後、佐同教が作成した試案に基づき、中学校での部落問題学習と社会科公民的分野の授業提案（模擬授業）を行いました。

全教職員による課題の共有を

しかしながら、Ⅰ (1) 重点課題①でもふれたように、佐賀メルカリ事件も含めた差別事象の課題について、全教職員で共有するまでには至っていません。また、部落史・部落問題学習の改善のポイントや部落差別解消推進法の認知状況、佐同教ホームページに掲載した試案の活用状況もまだまだ不十分であるといわざるを得ません。今後も引き続き、各同研や教育委員会と連携しながら周知徹底に取り組んでいく必要があります。

また、研究大会分科会についても、2019年度は参加者が減少したことから、事象の課題をふまえた分科会の内容づくりや参加体制づくりについて今後検討していく必要があります。

② 子ども支援体制づくり

研究大会第2分科会
（環境づくり）
での学び

研究大会第2分科会「子ども支援・家庭支援（環境づくり）」では、県内の小学校・中学校・県立盲学校より実践報告が行われました。

先生、黒板を見て書くのはちょっとむずかしいです。

～きつい思いを伝える力を育むために～

武雄市立橘小学校 永石 梨沙さん

特別支援学校における幼児児童生徒支援の現状

～一人ひとりの教育的ニーズに応える取組について～

佐賀県立盲学校 爲永 直さん

先生、迎えに来てもらっていいですか？

～『子ども支援マップ』を活用した関係機関と連携した児童生徒支援・家庭支援について～

伊万里市立東陵中学校 立部 雅恵さん

伊万里市社会福祉協議会 前田 祐子さん

佐賀県スクールソーシャルワーカー 中島 裕美子さん

◆子どもや保護者の
困り感をつかみ、
チームで支援する

永石さんや爲永さんの報告からは、目の前にいる子どもや保護者の困り感をつかみ、それを学級全体や学校全体の課題として共有していくことが「子ども支援・家庭支援」「合理的な配慮」の土台であることを学ぶことができました。

立部さん、前田さん、中島さんからの報告は、地域で作成した「子ども支援マップ」を活用し、各関係機関と連携して一人の子どものとその家庭を支援した報告でした。この報告からは、学校と関係機関が連携して支援することの有効性と重要性を参加者と共有することができました。

進路保障に関わっては、7月に佐賀県進路保障学習会を、2月に五者協議会を開催しました。

進路保障の取組
(進路保障学習会)

進路保障学習会では、佐賀県県立高等学校及び特別支援学校人権・同和教育研究会（以下、「高同研」という。）より「前年度の進路保障の状況と今年度の取組について」と題して、昨年度の高校生の就職・進学時の面接等の調査結果について報告がありました。そのあと、佐賀労働局職業安定部職業安定課地方職業安定監察官の安藤たみ子さんより「公正採用選考について」、外国人技能実習生権利ネットワーク北九州の本村真さんより「当たり前の労働条件がほしい～日本の産業構造と外国人技能実習生問題が突きつけるもの～」と題して講演をしていただきました。

公正採用選考の実現
に向けて
(五者協議会)

五者協議会（佐賀県教育委員会、佐賀県高等学校教育研究会進路指導部会、佐賀労働局職業安定部、佐賀県産業労働部、佐同教）では、高同研で取り組まれた高校生の受験報告書の結果をもとに、2019年度の就職・進学時の採用選考等について協議を行いました。不適切な面接質問や書類提出が今なお一部事業所で行われていること、校内の検討会議の開催は確実に増えてきているものの、すべての学校での開催には至っていないことなどが今後の課題として確認されました。また、不適切な面接質問に対し、「学校の指導によりお答えできません」と答えることができた生徒へのフォローが不十分であったことや、2020年1月に形式が変更される高卒求人票への対応についても、学校現場と課題を共有していく必要があることが確認されました。

進路保障パンフレット
の作成・発信

佐同教環境づくり研究委員会では、2019年度も奨学金・就学支援に関するパンフレット「～進学費用や奨学金等の制度について～子どもたちの自己実現を支えるために 2019-20」を作成し、佐同教ホームページに掲載しました。7月の進路指導の時期に十分に活用できるような働きかけを工夫していく必要があります。

地域でいじめや差別をはね返す核となる子どもたちを育てるために、2019年度も県内3市（佐賀市・唐津市・伊万里市）の小・中学校の協力のもと、人権総合学習事業（以下、「学習会」という。）が取り組まれました。参加する子どもの減少や人権学習の充実などの課題に対し、児童生徒支援教員を中心にさまざまな手立てを工夫した結果、参加する子どもが増えたり、人権学習が充実したりしたことが報告されました。また、学習会に集う子どもたちの横のつながりをつくるために、関係団体と連携し、8月に「佐賀県子ども会集会」を佐賀市で開催しました。さらに、地域ごとにも佐賀市の交流会が6月に、唐津市と伊万里市合同の交流会が12月に開催されました。回数を重ねるにつれて、子どもたちも顔見知りになり、楽しく交流活動ができるようになってきました。今後も関係団体との連携を強化しながら、学習会の充実・発展に取り組んでいく必要があります。

(2) 人権が尊重される人間関係づくり

① 安心感や信頼感を育む人間関係（仲間）づくり

研究大会第3分科会
（人間関係づくり）
での学び

研究大会第3分科会「子ども同士をつなぐ仲間づくり（人間関係づくり）」では、3つの実践報告が行われました。

個と集団が育つ、豊かな人間関係づくりをめざして

～「生徒指導の3機能」を生かした場の設定を通して～

多久市東原庫舎東部校 久富 和範さん

「先生、おい、がんばりよっ？」

～級外の立場でできる人権・同和教育の提案～

上峰町立上峰小学校 岩崎 由美さん

「わたしが、いっしょに行こうか。」

～一人ひとりの特性を理解し、共生できる学級づくりをめざして～

唐津市立玉島小学校 上田 美錦さん 力武 希美さん

◆「見つめる」「語り合う」「つながる」という人間関係づくりのキーワードとのかかわり

久富さんからは、「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」という「生徒指導の3機能」を意識して、学校全体として「委員会活動」「生と死を考える授業」「授業づくり」に取り組んでいったことが報告されました。岩崎さんからは、学級担任と担任以外の学校の職員がそれぞれのできることや強みを意識して連携することで、子どもたちにとってより安心できる学校づくりをすすめていったという報告がありました。上田さん、力武さんからは、学級担任と特別支援学級の担任とがタッグを組み、子どもたちが互いのことを理解し合い、安心して活動できる学級づくりをすすめていったことが報告されました。

佐同教研究課題では、人間関係づくりをすすめる道筋として、「見つめる」「語り合う」「つながる」という3つのキーワードを提起してきました。（詳しくは、「研究課題Ⅱ 2 (2)」を参照。）久富さんの報告は、子どもたちが自分た

ちで考え、協力して行動することが子どもたちをつないでいくという、「つながる」のキーワードを実践化する取組でした。上田さん、力武さんの報告は、子どもたちが自分のことを伝え合い、互いのことを理解していく場を創りだしていくことで、子どもたちをつないでいくことができるという「見つめる」「語り合う」のキーワードを実践化する取組でした。そして、岩崎さんの報告は、互いの立場の違いを理解し、それを生かしてまず教職員が連携していくことが、子どもたちの安心感につながっていくという報告でした。また、分科会の中で論議された「人とつながるにはエネルギーが必要。そのエネルギーを子どもたちが蓄え、発揮することができるような手立てが必要。教師が自分のつらかった思いを話すと、子どもたちもそれに重ねて自分のことを話してくれる。目の前の子どもたちの本当の願いをくみとることがわたしたちの責務ではないだろうか」という点は、この人間関係づくりの取組の本質につながる論議でした。

人との関わり方を学ぶことも、学校での大きな教育課題です。このことを教職員が意識して、学校づくりや学級づくりをすすめていくための研究・実践を深めていく必要があります。

② いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり

国の「いじめ防止対策推進法（2013年）」が出されてからまもなく7年が経とうとしていますが、2019年度もいじめに関連した子どもたちの自死のニュースは全国的に後を絶ちませんでした。県内でも子どもたちの自死事件が報道されました。いじめとの関連は明らかになっていませんが、いじめは教育現場における最大の人権問題であると捉える必要があります。

2019年度も県内の各学校でさまざまに工夫されたいじめ防止の取組が行われました。2013年に佐同教でも「いじめ防止基本方針（試案）」を作成し、ホームページに掲載し続けてきました。この資料を活用した研修会もいくつか実施されましたが、いじめ防止についての佐同教としての取組は十分にできたとはいいがたい状態にあります。学校におけるいじめに対し、防止または適切に対応していくためには、いじめに対する教職員の認識が最も重要です。部落差別をはじめとするさまざまな人権問題についての学習と同様に、いじめの問題もいじめられる側の苦しみを強調するだけでなく、「いじめはなぜ起こるのか」「どうすればなくしていけるのか」という判断力や行動力を高めていくような学習内容・研修内容を創っていく必要があります。この課題については、今後も検討を重ねていく必要があります。

(3) 人権が尊重される学習活動づくり

① 差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり

佐同教では、2018年度の中学校現場での事象発生を受けて、「賤称語をどう教えるか」をテーマに部落史・部落問題学習の授業改善案の作成に取り組んできました。さらに、2019年度には小・中学校での部落史・部落問題学習年間計画の作成に対応した指導案（試案）の作成に取り組みました。その結果、5月には小学校6年生社会科指導案（試案）を、8月には中学校部落史・部落問題

いじめを防止するための認識や行動力を

差別事象の課題を克服する部落史・部落問題学習指導案（試案）の作成

学習指導案（試案）作成するとともに、その資料を活用した職員研修支援に取り組むことができました。

そのような中で、2019年度中に新たに中学校3校での賤称語の不適切使用事象が発生しました。いずれの発生校からも管理職による迅速な支援要請があり、事象発生直後から連携して課題の整理と学び直しの授業づくりに取り組むことができました。発生校との協議の中で明らかになった課題は、以下のような点でした。

【明らかにになった課題】

- ◆これまで発生した差別事象の概要及び課題・授業改善のポイントについて、全職員で共有されていなかった。その結果として、十分な事前検討がなされないままに授業が実施されていた。
- ◆部落史・部落問題学習の取組が担当者や学年任せになっており、指導内容が全職員で共有されていなかった。
- ◆厳しく差別されたという一面だけを強調してしまい、生徒にとっては「よそ事・昔のこと」と捉えさせてしまっていた。
- ◆個別の生徒支援、生徒同士の人間関係づくり、いじめ防止の取組が不十分であったために、賤称語を相手を攻撃する言葉として使用させてしまった。

これらの課題を受けて、その後発生校と連携して学び直しの授業づくりに取り組んでいきました。授業づくりに際しては、生徒たちが「よそ事・昔のこと」ではなく、「自分事・今のこと」として捉え直すことができるよう以下の点について検討を行いました。

「自分事・今のこと」と捉え直すために

- 厳しく差別されたという一面だけでなく、そこから立ち上がり、差別とたたかい、人権を勝ち取ってきたこと、その人権が今わたしたちに保障されているものであることをつかみとる学習を創る。
- 現代において人権や差別について学んでいない人が差別事件の加害者となってしまう、逮捕されたり損害賠償を受けたりしている姿から、人権や差別について学ぶのは自分の夢や幸せを守るためにであるということに気づくことができる学習を創る。
- ★生徒一人ひとりの困り感や悩みをつかみとり、必要な支援を行ったり、生徒たちの居場所づくり・人間関係づくりを促進したりしていくような取組を学校全体として考えていく。

事象発生校では、上記の点を踏まえた学び直しの授業が取り組まれました。そして、現在も継続した授業実践の見直しが進められています。大切なことは、これらの学校の取組を対岸の火事としないことです。これからの課題を、県内の全学校の課題として共有していくことが今後もっとも重要です。

中2 社会科で学ぶ前に
賤称語を知っている
子どもがいた場合に

さらに、ある中学校では2年生の社会科で賤称語を学ぶ前に賤称語を知っている生徒がいたことも報告されました。このことを受けて、社会科で学ぶ以前に（中1までに）賤称語を知っていた児童・生徒がいた場合に、どのように対処していくべきかについて、人権・同和教育室と佐同教、教育センターで協議を重ねました。この場合の対応については、今後も継続して検討を進めていく必要があります。

「人権学習カリキュラム」と「メディア・リテラシーカリキュラム」の教材開発を

さらに、子どもたちが学ぶべき人権課題は、県基本方針に示されているように部落問題をはじめとして数多くあります。これらのさまざまな人権課題を小・中・高を通して系統的に学ぶことができる人権学習カリキュラムの教材開発を進めていく必要があります。また、佐賀メルカリ事件の課題を考えたときに、情報を正しく判断し、責任を持って情報を発信できる力を高めていくようなメディア・リテラシーカリキュラムの教材開発や高校における部落問題学習指導案（試案）の作成についても、今後の大きな課題です。

研究大会第4分科会
（学習活動づくり）
での学び

◆全校、全職員、全
生徒で取り組む人
権・同和教育を

研究大会第4分科会「豊かな生き方に学ぶ人権・部落問題学習（学習活動づくり）」では、嬉野市立吉田中学校の中野恵子さんより実践報告がありました。

全校で取り組む人権・同和教育

嬉野市立吉田中学校 中野 恵子さん

中野さんからは、「全校、全職員、全生徒で取り組む」というテーマに沿った部落問題学習の取組が報告されました。年間を通した全校での人権学習を通して「人権の基礎体力」を育んでいき、その基礎の上に部落史・部落問題学習に取り組めば、部落問題を自分たちの課題として考えることができるという報告内容で、そのためにもすべての教職員が生徒とともに人権・同和教育に取り組んでいくことが大切であると話されました。このことは、今後すべての学校で共有していく必要があります。

また、8月に熊本市で開催された第46回九州地区人権・同和教育夏期講座の第2分科会「学校の教育力の充実」では、佐賀市立昭栄中学校の川原章子さんより差別事象の課題を踏まえた部落問題学習の実践報告をしていただきました。九州各県との実践交流をする中で、昭栄中学校での実践の確かさを共有することができました。

差別を乗り越える力をつけていく部落問題学習をめざして

～生徒の主体性を育む人権・同和教育～

佐賀市立昭栄中学校 川原 章子さん

研究大会第4分科会
（学習活動づくり）
での学び

② 生き方に会い、行動力を育む学習の場づくり

研究大会第4分科会では、吉田中学校のほかに、2つの実践報告が行われました。

毎日の授業の中で子どもをつなげる

～互いに思いやりの心を通わせ、温もりのある学校をめざして～

佐賀市立春日小学校 堤 夕子さん

ハンセン病学習の取組の実践 ～「学び」から「発信」へ～

小城市立小城中学校 平田 智恵子さん

◆人権擁護委員と連携した人権学習

堤さんからは、人権擁護委員と連携した人権学習の取組が報告されました。春日小学校では、人権擁護委員をゲストティーチャーに招き、担任が事前の綿密な打ち合わせをして人権学習に臨み、子どもたちと人権擁護委員の丁寧なやりとりの中で学びを深めることができたとのことでした。

◆ハンセン病についての人権劇の発信

平田さんからは、ハンセン病を題材にした人権劇の取組について報告がありました。人権問題や差別の問題を「よそ事・昔のこと」ではなく自分自身の課題であると捉えてほしい、差別をなくしていくことがすべての人の幸せにつながることを生徒たちに実感させたい、という想いで取り組まれた実践でした。実際の授業では、構成的グループエンカウンターを使ったグループ学習や「差別の正体」という疑似体験活動を実施した後に、ハンセン病の歴史や知識・当事者との出会いを仕組まれており、その後人権劇を発信していった生徒たちの様子から学びの深まりが伝わってきました。

人権と道徳プロジェクト

佐賀大学と人権・同和教育室とが連携し、道徳の教科化をふまえたDVD教材の作成が取り組まれました。教材の中では、人権問題に取り組んでいるマイノリティ当事者の方との出会いが仕組まれており、人権学習教材としての活用が期待されています。

差別とたたかってきた人々との出会いをつくる人権学習を

「差別されたかわいそうな人」ではなく、「差別の中を生き抜き、自分たちにつながる人権を勝ち取ってきた人々」としての豊かな出会いは、その後の子どもたちの生き方につながっていきます。そのような出会いと行動につながる人権学習の創造・実践を今後もめざしていく必要があります。

3 人権のまちづくり

(1) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり

第2回実践交流会

◆和歌山県湯浅町の取組から

2016年12月の「部落差別解消推進法」の施行から3年めとなった2019年度の佐同教第2回実践交流会では、昨年度の広島県福山市のネットモニタリングの取組に続き、和歌山県湯浅町のまちづくりの取組を報告していただきました。「I はじめに」でもふれたように、湯浅町では人権条例を制定することによって誰もが不当な差別を受けることのない福祉のまちづくりをめざされています。その背景には、町内で発生した「障がい者差別事件」や「部落差別事件」がありました。これらの差別事件を受け、湯浅町では「障がいを理由とする差別をな

くす条例」と「部落差別をなくす条例」を制定することによって、町民の意識を高めるとともに、行政としての責任ある行動をとることができるようになったことが報告されました。このように踏み込んだ湯浅町の取組を聞き、参加者からも驚きとともに、「自分たちも積極的に学んでいかなければならないと感じた」という感想が多く寄せられました。

研究大会第5分科会
(人権のまちづくり)
での学び

研究大会第5分科会「市民活動・企業活動交流(人権のまちづくり)」では、さまざまな形で県基本方針につながる取組をされている方々に実践報告をしていただきました。

竹あかりコンサートの軌跡

伊万里市立啓成中学校PTA 石竹 秀子さん
伊万里市立啓成中学校 塩手 宏征さん

UNITED みんな一つになろう ～文化発表会での人権劇発表を通して～

佐賀県立致遠館中学校 田平 優子さん

地域の中で生きる ～様々な出会いの中で学んだこと～

特定非営利活動法人らいふステージ 船津 静哉さん

(1)県基本方針
(共生社会の実現)
の具現化

石竹さん、塩手さんからは、地域と学校との共生をめざして12年間続けられてきた「竹あかりコンサート」の取組が報告されました。「学校や地域を元気にしたい」というPTA役員さんの想いから竹灯籠づくりが始まり、子どもたち、学校(教職員)、保護者、地域がつながるきっかけとなりました。コンサート会場では毎年、社会福祉法人「小麦の家」からの販売もあり、交流を深めています。活動を進められている姿は、県の人権啓発基本方針の基本理念にも謳われている「共生社会の実現」の具現化にもつながる取組であると感じました。

(2)県の基本方針
(人権文化の創造)
の具現化

田平さんからは、世界人権宣言を英文で読み込み、条文の意味を盛り込んだミュージカル鑑賞等を通して学んだことを、生徒たち自身が人権劇として文化発表会で発信していった取組でした。この取組は、県の人権啓発基本方針の目標「人権文化の創造」の具現化にもつながる取組の1つであるといえます。

(3)「誰もが生まれてきてよかったと思える社会」
の具現化

船津さんからは、障がいのある子どもたちの居場所や生きがいを感じられる場所を保障するための取組についての報告でした。「たんぼぼの家」の建設や就労の場として「らいふステージ神埼」での農福(農業と福祉)連携の取組が報告されました。船津さんの活動は「誰もが生まれてきてよかったと思える社会」の具現化、すなわち「人権のまちづくり」そのものであるといえます。

法律や制度を活かす
人権ネットワークづくり

今後も、人権に関する法律や制度を活かす取組や、それらの意義を発信しているさまざまな立場の方々とのつながりをつくり、佐賀県における人権ネットワークを広げていく必要があります。

(2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり

エリア研究会での
取組

2011年度より県内すべての地域で開催しているエリア研究会を、2019年度も各地区同研が中心となって開催しました。各エリアごとに教職員・行政職員などが集まり、佐同教研究大会で報告される地域からの実践レポートづくりに取り組んだほか、地域での人権教育・啓発・まちづくりの取組の検討などが行われました。研究大会第2分科会で報告された東陵中学校からの報告は、エリア研究会での関係機関とのつながりを実際の子ども支援・家庭支援へとつなげていった取組でした。地域のネットワークづくりが子どもを支援するチームワークへとつながった好事例となりました。今後も地域の実態を踏まえたネットワークとチームワークづくりを継続して模索していきたいと考えます。

研究大会分科会での
「展示と交流」

研究大会分科会を開催した鹿島市・嬉野市・太良町においては、地域の市民団体の参画を得て、鹿島市生涯学習センター（エイブル）、嬉野市社会文化会館（リバティ）、嬉野市中央体育館、太良町自然休養村管理センターの4会場で分科会と併せて「展示と交流」を開催しました。参画していただいた団体は次の通りです。

- ◇社会福祉法人 このめ会 このめの里（嬉野市／物品販売）
- ◇社会福祉法人 鹿爽会 鹿島福祉作業所（嬉野市／物品販売）
- ◇就労支援施設B型事業所 にじいろラボ（鹿島市／物品販売・演奏）
- ◇社会福祉法人 佐賀西部コロニー（佐賀市／物品販売・展示）

分科会終了後に、展示と交流に参画いただいた各団体からは次のような感想をいただきました。

- ◇スタッフの方、一般来場者の方、みなさま協力的で、たくさんの方に足を止めていただき、購入してもらいました。ありがとうございました。
- ◇売り上げも良く、手伝いに連れてきた利用者の人にもやさしく接してもらい緊張がほぐれたみたいです。また来たいと言ってもらえました。これからもよろしく願いいたします。
- ◇物販や展示など、障害福祉事業の活動を知っていただける機会を提供してもらい、感謝しております。参加者の方から商品を知っているよと声かけしてもらい、私たちのことを気にかけてもらえていると感じました。

この「展示と交流」の取組は、研究大会分科会の場がネットワークづくりや住民の方の笑顔につながっていることを実感しました。今後も、この「展示と交流」の取組は大切に継続していきたいと考えます。

企業とのつながりを

エリア研究会と研究大会第5分科会と取組によって、地域のさまざまな市民活動や企業活動とのつながりが確実に広がってきています。今回の研究大会では企業からの実践報告が実現しなかったことから、地域の企業とのつながりを今後模索していく必要があります。

Ⅲ おわりに ～これまでの活動の成果と課題を生かし、次のステップへ～

県基本方針を中核に
据えた総合的なまち
づくりの取組へ

佐同教は、2011年度に国や文科省・県の人権教育・啓発に関する法律・方針に対応し、研究内容や研修事業を大きく見直しました（第二次改革）。この見直しからまもなく10年が経とうとしています。この間、インターネット上を中心に差別事象が悪質化・公然化し、子どもたちや県民の方々がいつ人権問題の被害者もしくは加害者になってもおかしくないような状況になってきています。そして、このような不幸な事態を防ぐためには、わたしたちが取り組んでいる人権教育・啓発を充実させていくことが不可欠であることが明らかになってきました。国も2016年にいわゆる「差別解消三法（障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法）」を施行して以降もさまざまな人権に関わる法律を施行してきています。また、本県においてもこのような状況を受けて、県の基本方針の第二次改訂が行われ、市町レベルでの基本方針も見直しが進められてきています。「人権教育・啓発の推進」は「すべての住民が安心して生活できるまちづくりの実現」であると捉え、今後県基本方針を中核に据えた総合的な取組のステップへと発展させていく必要があると考えます。